

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる日が休日は、その翌日)

## 鳥取県告示第二百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 目 次

◆告 示  
字の区域の新設等

◆告 示

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法による指定医療機関の廃止

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

計量器の定期検査の実施

都市計画の変更に係る図書の写しの送付（三件）

開発行為に関する工事の完了

◆正 誤  
昭和五十七年三月鳥取県告示第二百六十二号中訂正

告 示

区域を変更する  
字の名称

同上の区域（昭和五十六年十一月二十八日現在の地番による。）

大字八橋字中峯  
一〇九二及び一〇九四

大字八橋字大首  
八一、一二八二、一二八四、一二八五の一、一二八五の二、

新たに画する字 の名称	同上の区域（昭和五十六年十一月二十八日現在の地番による。）
大字八橋字立石	大字八橋字南田井頭の全域、大字八橋字南田井西平の全域、大字八橋字中峯のうち一〇九一、一〇九一の一、一〇九一の二、一〇九二及び一〇九四以外の区域、大字八橋字大首一二七九から一二七九まで、一二八一、一二八二、一二八四、一二八五の一、一二八五の二、一二八六、一二八七の一、一二八七の二、一二八八の一、一二八八の二、一二八九から一二九四まで、一二九四の一、一二九五の一、一二九五の二、一二九六、一二九七及びこれらと一体をなす国有地並びに大字八橋字丸山一二九八の一、一三〇〇の一及び一三〇三の一

昭和57年3月16日 火曜日

## 鳥取県公報

第5339号 2

区域を変更する 字の名称 大字国坂字上用	大字八橋字丸山	一二八六、一二八七の一、一二八七の二、一二八八の一、 一二八八の二、一二八九から一二九四まで、一二九四の一、 一二九五の一、一二九五の二、一二九六、一二九七及びこ れらと一体をなす国有地以外の区域
	大字八橋字丸山のうち一二九八の一、一三〇〇の一及び 一三〇三の一以外の区域	大字八橋字丸山のうち一二九八の一、一二九八の二、 一二九九の二、一二九九の三、一二九九の四及び一二九九の五

## 鳥取県告示第二百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、北条町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

同上の区域（昭和五十六年十二月十日現在の地番による。）

大字国坂字上用の全域、大字国坂字朽谷六六六の一、  
六六六の一、六六七の六及びこれらと一体をなす国有地、  
大字国坂字下朽谷六七五の二、六七六の四及びこれらと一  
体をなす国有地並びに大字国坂字今井六八三の一から六  
八三の七まで、六八四から六八七まで、六八八の一及びこ  
れらと一体をなす国有地以外の区域

名 称 面影薬局	大字国坂字下朽谷	大字国坂字下朽谷のうち六六六の一、六六六の二、六 六七の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
	大字国坂字今井手	大字国坂字今井手のうち六八三の一から六八三の七まで、 六八四から六八七まで、六八八の一及びこれらと一体をな す国有地以外の区域

## 鳥取県告示第二百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称 面影薬局	所 在 地 鳥取市大糸四九番地	指 定 年 月 日 昭和五十七年三月一日

鳥取県告示第二百六十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月十六日

面影薬局	田村歯科医院	鳥取市末広温泉町二二九	昭和五十五年十二月三十一日
鳥取市大杙四九番地一			

鳥取県告示第二百六十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年三月十六日

鳥取県知事 平林鴻三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
井 沢 医 院	境港市竹内町七九一—八	昭和五十七年一月一日
有限会社山田薬局	鳥取市田園町四丁目三八五	昭和五十七年一月四日
樋口歯科医院	倉吉市新町二丁目二三七七一一	昭和五十七年一月十八日
米 子 薬 局	米子市加茂町二丁目七	昭和五十七年二月一日
鳥取県告示第二百六十九号		
国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。		
昭和五十七年三月十六日		
鳥取県知事 平 林 鴻 三		
療養取扱機関名	所 在 地	
井 沢 医 院	境港市竹内町七九一—八	申出の都道府県名
有限会社山田薬局	鳥取市田園町四丁目三八五	申出の年月日
"	全 国	昭和五十七年一月一日
昭和五十四年一月四日		

樋口歯科医院	倉吉市新町二丁目三三七一	昭和五十七年 一月十八日
米子薬局	米子市加茂町二丁目七	"

## 鳥取県告示第二百七十号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、八頭郡及び東伯郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二百四十三条の規定により告示する。

昭和五十七年三月十六日

一 計量法第二百四十二条各号に掲げる計量器  
実施期間 実施場所

昭和五十七年四月十九日から  
昭和五十八年三月三十一日まで  
当該計量器の所在の場所

二 計量法第二百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器  
実施期間 実施場所

昭和五十七年	午前十時から 午後二時まで	若桜町	若桜町山村開発センター
四月十九日	"	八東町	八東町農業協同組合選果場
昭和五十七年	午後二時まで	八東町	丹比選果場

昭和五十七年四月二十一日

船岡町

船岡町中央公民館

## 鳥取県告示第二百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十七年三月十六日

## 鳥取県告示第二百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十七年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

**鳥取県告示第二百七十四号**  
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年一月十四日 鳥取県指令受都計第三百五十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市安倍字切貫谷道西

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市安倍八六四

有限会社國際開發

代表取締役 國尾 茂

## 鳥取県告示第二百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、赤崎町から赤崎都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十七年三月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

九 段 行 誤 正  
上 十三 昭和五千七年 昭和五十七年

正

誤

昭和五十七年三月鳥取県告示第二百六十二号（都市計画事業の認可について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。